

石垣市クリーンセンター基幹改良工事に係る市民説明会 式次第

令和3年8月27日（金）19：00～20：00

於：石垣市民会館中ホール

司会：施設管理係 佐和田

1. 開会のあいさつ 天久市民保健部長
2. 廃プラ混焼試験結果および基幹改良工事後について
3. 公害防止協定について
4. 今後のスケジュールについて
5. 予算の説明について
6. 質疑応答
7. 閉会のあいさつ 大城環境課長

公害防止協定について

石垣市

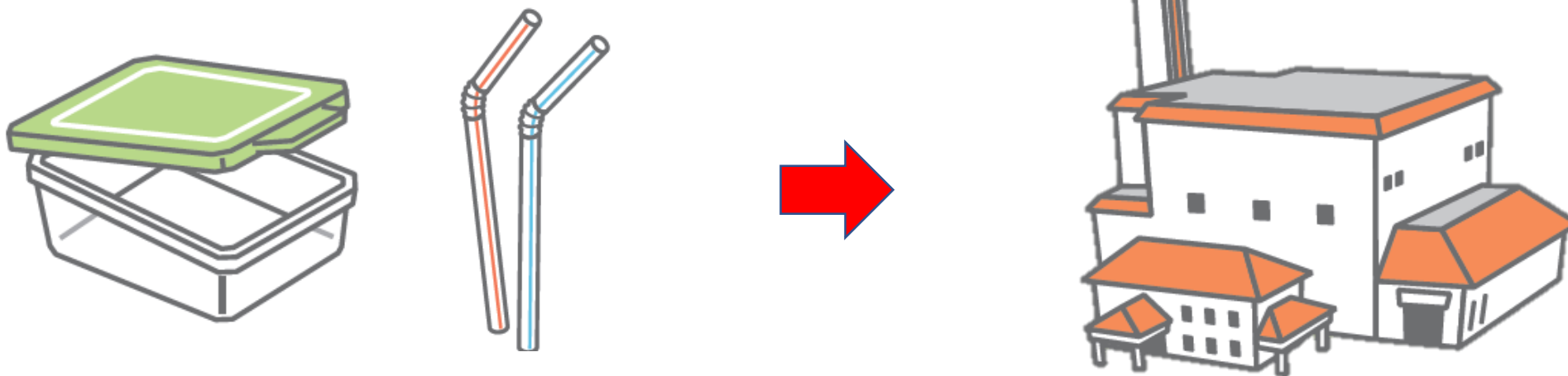
① 地元区との公害防止協定の見直しについて

既設ごみ焼却施設〔平成9(1997)年10月竣工〕の公害発生の防止に関し、**石垣市と施設周辺地域との間に公害防止協定が締結**されました。

この協定は、ごみの焼却に伴うダイオキシン類の問題が大きな社会問題化した1990年代に締結されたものであり、地域住民の健康保持と生活環境の保全を図ることを基本理念として、施設の操業に係る排ガス等の“公害防止基準の設定”やダイオキシン類の発生原因として注目されていた“**プラスチック類を分別して焼却しない**”、また、“**地域での新設の禁止、増設の禁止**”等を主な内容として、市と当該地域間において慎重な協議を重ねた結果として締結されました。

2022～2024年度に予定している既設ごみ焼却施設の基幹改良工事の実施にあわせて、プラスチック類の焼却処理への移行の可能性について、その安全性や今後の環境対策等に関し、各地域の理解が得られるよう説明を行いながら、公害防止協定の見直しについての協議を行っています。

公害防止協定が更新される事により、基幹改良工事後に**プラスチックが焼却可能**になり、**最終処分場の延命化**にもつながる事になります。



改良後のもやすごみの区分については図のように検討中です。

最終処分場への直接埋立を減らし、延命化を図ります。

もやさないごみ → もやすごみに移行(案)

① 容器包装以外のプラ

タッパー・歯ブラシ・ハンガー
文房具など

② 革・ゴム製品

バッグ・グローブ・靴・長靴

③ CD・ビデオ・カセット

④ 台所スポンジ・プラ

⑤ ライター (使い切って) など



②資源化処理の容器プラについて

石垣市において現在資源化処理を行っている容器プラについて、分別の軽減、容器プラ資源化のために石垣市が支出している状況の改善、圧縮された容器プラを海上輸送することで生じているCO2の削減などを目的に今後、将来的に焼却処分して行く事をコスト面、環境面を含めて**多角的に検討**していきます。

※ 基幹改良工事後に容器プラを焼却する事を決定付けるものではありません。

沖縄県内 11 市中 → 9 市が容器プラを焼却



今後のスケジュール について

石垣市

石垣市一般廃棄物処理施設整備計画タイムスケジュール

項目	年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1. 石垣市クリーンセンター改良工事																						
・実施設計																						
・工事																						
・1炉運転																						
・ 廃プラ焼却(公害防止協定締結後)																						
・2炉運転																						
2. 最終処分場延命化工事																						
・最終処分場変更届																						
・変更許可																						
・実施設計																						
・工事																						
3. 次期最終処分場整備業務																						
・予定地選定																						
・環境アセス																						
・基本設計																						
・実施設計																						
・工事																						
・供用開始																						

予算の説明について

民生安定助成（一般助成）

石垣市

民生安定施設の助成事業について

環境整備法（第8条）

国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、**地方公共団体**が、その障害の緩和に資するため、**生活環境施設**又は**事業経営の安定**に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

補助事業の採択について

事業採択の考え方

事業主体：地方公共団体

要件：防衛施設の設置・運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されていると認められる場合



当該地方公共団体が障害の緩和に役立つ施設を整備する場合、これを助成

補助対象施設について

「生活環境施設」又は「事業経営の安定に寄与する施設」とは・・・

生活環境施設

道路	学習等供用施設
無線放送施設	公民館
消防施設	図書館
公園・緑地	体育館
屋外運動場	コミュニティ供用施設
水道	青年の家
◎ごみ処理施設	保健相談センター
し尿処理施設	博物館
老人福祉センター	児童館
保育用施設	など

事業経営の安定に寄与する施設

農業用施設
林業用施設
漁業用施設
など

補助率について

助成の目的

防衛施設の設置・運用により生ずる障害の緩和



一般行政のものより
高い補助率

対象施設	民生安定助成	一般行政
ごみ処理施設・し尿処理施設	2 / 3	1 / 2 (環境省)

石垣市の支出額について

令和3～7年度 クリーンセンター 基幹改良 全体事業費	各省補助率	補助額	石垣市支出額
約55億	2/3（防衛省）	約36.6億	約18.4億
約55億	1/2（環境省）	約27.5億	約27.5億

差額：約9億

お帰りになる際には、**後方の方より順序良く**退出して下さい。

退出の際に、出口付近が込み合いますので、**間隔を空けて**お帰りになって下さい。

また、最後まで必ず**ソーシャルディスタンス**を保っていただき、場外で集団になっての会話等は集団感染の恐れがありますので、お控えください。